

## 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

### ① 第三者評価機関名

一般財団法人社会的認証開発推進機構

### ② 評価調査者研修修了番号

SK2021173 SK2021176 29-006

### ③ 施設の情報

名称：つばさ園	種別：児童養護施設および地域小規模児童養護施設		
代表者氏名：石塚かおる	定員（利用人数）：		52名
所在地：京都市西京区山田平尾町5-1-28			
TEL：075-381-3650	ホームページ： <a href="https://kyoto-swf.com/data/media/kyoto_jigyo/page/institution/thubasa.pdf">https://kyoto-swf.com/data/media/kyoto_jigyo/page/institution/thubasa.pdf</a>		
<b>【施設の概要】</b>			
開設年月日 昭和21年10月			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 京都社会事業財団			
職員数	常勤職員：	44名	非常勤職員 17名
有資格職員数	社会福祉士	4名	調理師 10名
	保育士	18名	臨床心理士 2名
	看護師	1名	精神保健福祉士 1名
施設・設備の概要	（居室数）		（設備等）
	居室7ユニット 40室		キッチン・トイレ・お風呂他

### ④ 理念・基本方針

<p><b>【理念】</b> 子どもたちの最善の利益を目指し、暴力を排除した安全で安心な生活環境を作り出すこと</p> <p><b>【基本方針】</b></p> <p>①職員は絶対体罰をしない ②一人一人を大切に作る集団づくり ③『生きる力』を育てる④暴力のない生活の場づくり</p> <p><b>【活動方針】</b></p> <p>① 個々の子どものニーズをできるだけ満たす</p>
--

- ② 話し合いの文化を形成し、維持する
- ③ 自立に向けた成長発達の援助を行う

⑤施設の特徴的な取組

- ①都道府県社会的養護推進計画の検討
- ②被虐待児への支援
- ③自立支援
- ④里親推薦
- ⑤地域小規模児童養護施設の支援の充実

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和6年9月9日（契約）～令和7年3月14日
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和3年度

⑦総評

児童養護施設つばさ園は、終戦直後の昭和21年10月以来、京都府からの要請を受けて女児の浮浪児童の緊急保護施設「北山寮」の設立からの活動を開始されました。後に「つばさ園」に改称し現在に至ります。児童養護施設の先駆的な存在として、京都の社会的養護をけん引されてきました。現在は、社会的養護推進計画に沿って、小規模児童養護施設「ゆずの木ホーム」「檜の木ホーム」を運営するとともに、同施設内に開設されている児童心理治療施設「ももの木学園」とともに、養育や支援の固有の支援内容『つばさ方式』を実践現場に取り入れ広く社会へ告知されてきており、被虐待児等の支援に取り組んでいます。

◇特に評価の高い点

**Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成**

人材の確保については、事業経営・運営上の課題として強く認識されています。事業所において作成している職員必携「職員のあり方」に、被虐待児に対する支援のあり方関わり方をはじめ、期待する職員像を明確にして示しています。また、公認心理士や社会福祉士、保育士などの専門資格の取得を積極的に推奨するとともに、大学や実習生とのコミュニケーションを密にし、就職先として選ばれる事業所としての魅力を発信し適切な人材確保に努められている状況がうかがえます。

**A-2-(5) 健康と安全**

同一法人敷地内に医療機関及び児童心理治療施設ももの木学園と同じ施設内で運営されており、医師・看護師の協力と支援を身近に得ることができ、子ども一人ひとりの心身及び健康状態を適切に管理できる体制が確立されています。また、特別な配慮を要する子どもに対しても、職員が医療や健康に関する学習の機会が設けら

れており、健康や安全面においてもより充実した支援環境の構築に日々努められている状況を聞き取ることができます。

◇改善を求められる点

#### I-4-(1) 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組み

児童養護施設における子どもたちの権利擁護の推進、また被措置児童等虐待の根絶等を目指し、職員は「人権擁護チェックリスト」を活用及び実施し、年に1度園長に提出し、支援状況の確認と見直しが行われている状況を聞き取ることができます。しかし、本第三者評価に関しては定期的（3年に1度）に受診しているものの、この第三者評価基準などを活用した毎年度の自己評価が行われている状況は確認できませんでした。また、評価結果に基づき、取り組むべき課題設定などの明文化についても確認することができませんでした。今後は、第三者評価受審年度に関係なく毎年度において自己評価に取り組まれるとともに、取り組むべき課題について組織的に検討した上で、課題設定を明確にして取り組まれますことを期待しています。

#### ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

当施設の運営等について、十分に理解していただいた上での確な評価をいただきありがとうございました。

評価してもらった点、改善すべき点については職員間で共有しました。特に改善点においては検討を重ねより良い支援につながるよう努めていきます。

今後、もももの木学園と連携し自己評価に取り組みつつ両施設の機能の発揮をめざしていきたいと思えます。

貴重なご指導ありがとうございました。

#### ⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<コメント> 理念、基本方針は法人ホームページや「つばさ園要覧」に記載されており、子ども全員に配布している子どもの権利ノート「話しあいしよ。」にも掲載され、子どもへの周知が図られていることを確認した。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<コメント> 施設経営環境の把握・分析については、月に 1 度行う「施設長会議」にて社会福祉事業全体・地域の各種福祉計画の策定動向を把握、分析するとともに、養育・支援のコスト分析や利用率等を法人事務局と共有して経営状況の分析・把握をしていることを聞き取った。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<コメント> 経営課題の明確化と取組については、月に 2 回開催している事務局会議にて経営課題を明確にし、月に 2 回開催している全職員会議において職員に周知するとともに具体的な解決のための取組みが話し合われていることを聞き取った。		

### I—3 事業計画の策定

		第三者評価 結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 「R5～10 つばさ園中期計画」に中期ビジョンを明確にした計画が策定されていることを確認した。また、「都道府県養育推進計画」において、計画に対する評価・見直しが行われていることを聞き取った。		
5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 中長期計画を踏まえた単年度計画「令和6年度つばさ園 事業計画書」が策定されているが、数値目標や具体的な成果等の設定がなく、実施状況の評価を行える内容とは言えず、自己評価 a を b とした。		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<コメント> 事業計画の策定については、都道府県推進計画プロジェクトチームを中心に事業計画と実施状況の把握・見直しがされ、全職員会議で報告・検討されていることを聞き取った。		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<コメント> 事業計画は、子どもに伝えるべき内容を分かりやすく伝え、意向を聞き取ることを、地域小規模児童養護施設新設の周知を事例として聞き取った。		

### I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価 結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<コメント> 養育・支援の質の向上に向けた取組みとして、第三者評価を3年に1度受診しているが、年に1回以上の自己評価の実施がなかったため、自己評価 a を b とした。		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価結果に基づき、全職員会議で報告・共有されていることを聞き取ることができたが、課題の文書化ができていなかったことから、自己評価 a を b 評価とした。</p>
--

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価 結果
Ⅱ—1—（1）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—（1）—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は、施設の経営・管理に関する方針や取組みについて全体職員会議で表明するなど、施設長の役割と責任の文書化とともに職員に表明をしていることを聞き取った。</p>		
11	Ⅱ—1—（1）—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法令遵守のために、弁護士等専門家の意見を取り入れるとともに、子どもの権利擁護やハラスメントに関する研修を行っていることを聞き取った。</p>		
Ⅱ—1—（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—（2）—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は全国施設長研修会に参加するなど、養育・支援の質の向上に努めている。また、入職1～3年目の職員に対して施設長自ら面談を行うなど、指導力を発揮している。</p>		
13	Ⅱ—1—（2）—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>経営の改善や業務の実効性を高めるために、施設長は月に2回の事務局会議に出席するほか、養育・支援の質の向上のために、人員配置を検討・実施していることを確認した。</p>		

### Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価 結果
Ⅱ—2—（1）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—（1）—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c

<b>&lt;コメント&gt;</b> 「職員必携」内に「職員のあり方」として必要な福祉人材等に関する基本的な考え方が記載されていることを確認した。また、実習生や大学教員からの推薦により、必要な人材確保を実施していることを聞き取った。		
15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<b>&lt;コメント&gt;</b> 「期待する職員像」については、「職員必携」内の「職員のあり方」に記載され、人事基準については「職員必携」内の「就業規則」に示されていることを確認した。		
Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<b>&lt;コメント&gt;</b> 「職員必携」に就業規則や育児・介護に関する規約等が記載されているほか、職員の有給休暇や時間外労働のデータ等、就業状況を把握していることを聞き取った。		
Ⅱ—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<b>&lt;コメント&gt;</b> 職員一人ひとりの育成について、一人ひとりの目標設定やその管理がなされておらず、個別面接等についても定期的な取組み状況が確認できなかったため、自己評価bをcとした。		
18	Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<b>&lt;コメント&gt;</b> 「職員必携」にて、職員研修の考え方の記載があり、策定された計画に基づき内部研修を行っていることを確認した。		
19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<b>&lt;コメント&gt;</b> 職員一人ひとりの教育・研修機会の確保のため、外部研修への参加を促すとともに、資格取得に向けて手当を付けるなどの積極的な支援を行っていることを聞き取った。		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<b>&lt;コメント&gt;</b> 「職員必携」内の「実習生受け入れに関する意義・方針」にて、実習生等の研修・育成に関する姿勢が明文化され、研修・育成についてのマニュアルとして、「心理職 現場実習オリエンテーション配布資料」が整備されていることを確認した。		

## Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価 結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人のホームページに、事業所の事業報告書や決算書類が公開されており、地域に向けて事業所の広報誌「つばさ」を配布するなど、情報公開が適切に行われていることを確認した。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>財務については内部監査や税理士事務所による支援を受けていることを聞き取った。しかし、事業に関しては、外部専門家による監査支援等を受けている状況が確認できなかったため、自己評価 a を b とした。</p>		

#### II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価 結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p>地域との関係が適切に確保されているかについては、ほぼ毎日職員が近くのスーパーやドラッグストアなどに買い物に子どもたちと同行して行っていることを聞き取った。また、子どもたちが習っているダンスなどで地域のイベントに出演するなど、日常的に地域との交流が行われていることを聞き取った。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p>職員用しおり「職員必携」の中に「ボランティアの受け入れについて」として受け入れ姿勢を明記していることを確認し、実際に外部から子どもたちにダンス、ピアノ、ギター、お琴などを教えるボランティアを受入れている状況があることを聞き取ることができた。しかしボランティア受入れのマニュアルは用意されていないため、自己評価 a を b とした。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p>毎月児童相談所や各学校との連絡会を開催し、情報を共有して連携を図っていることを確認した。また、入所児童に配られるしおり「話しあいしよ。」の中には、「あなたが相談できる」というページを設け、困ったときはいつでも先生やケースワーカーなどに相談できることを説明したうえで、地域の警察や学校など相談できる公的機関の連絡先を記載していることが確認できた。</p>		

Ⅱ—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
年3回、西京区の子育て支援ネットワークに参加し、情報の提供や収集を行っていることが確認できた。外部からの相談があった場合には心理職などが対応しているが、積極的な外部向け相談事業などは行っていないとのことだったため、自己評価 a を b とした。なお、今後、家庭支援専門員として虐待初期相談に取組む目標があることを聞き取った。		
27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
職員が民生委員やPTA等地域の方に向けた講演を行い、ノウハウや情報を地域に還元したり、子どもたちが地域のお祭りやイベントに出演するなど、積極的に地域活性化に参画していること聞き取ることができた。なお、施設の特質や立地的に災害時の地域住民の受け入れや支援は難しい状況があるとの説明があったため、自己評価 a を b とした。		

## 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

### Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価 結果
Ⅲ—1—（1）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—（1）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
「話しあいしよ。」の中に子どもを尊重する基本姿勢をはじめ、子どもの権利条約が明記されていることを確認した。施設全体で「問題は必ず話し合うことで解決する」というスタイルを貫いており、毎月「ホーム会議」を行って子どもたちが思いを話し合う場を設けているほか、日常的にボードを使った意見交換を行うといった実践を積み重ねることで、子どもが尊重され、子ども同士も互いに尊重し合える関係づくりに取り組んでいることを聞き取った。		
29	Ⅲ—1—（1）—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・b・c
「職員必携」に「個人情報保護規定」「プライバシー保護について」という項目を設け、職員に認識を共有していることを確認した。また、個室を増やし、廊下に面した窓に目隠しを付けるなど、子どもたちの要望に沿った対応を行いながら、一人ひとりの子どもが安心して過ごせるよう配慮を行っていることを聞き取ることができたが、対応についてマニュアルでまとめたものが確認できなかったため、自己評価 A を B とした。		
Ⅲ—1—（2）養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—（2）—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
「話しあいしよ。」の中で、「問題は必ず話し合いで解決する」という施設内のルールや特徴、話し合いの例などが分かりやすく丁寧に説明されていることを確認が確認できた。また、見学の希望があった場合にはその都度対応していることを聞き取った。		

31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
治療・支援の開始・過程における説明については、「話しあいしよ。」で子どもにもわかりやすく方針が示されていることを確認した。また、常にコミュニケーションを大切にしており、疑問や問題があった場合には、子どもたちが納得できるまで徹底して話し合いを行っていることを聞き取った。		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
支援等の変更や移行の際には、カンファレンスを徹底して行っていることを聞き取った。また、退所する子どもに対しても、退所後も相談できることを伝え、アフターケアにも力を入れて取り組んでいることを聞き取ることができた。ただし、引継ぎの文書は残していないため、自己評価AをBとした。		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
子どもの満足の向上を目的とする仕組み・取組については、毎月職員と子どもたちによるホーム会議で意見や思いを把握し、支援に反映させていることを聞き取った。また、各フロアにボードを設置し、職員と子どもたちが双方に書き込みを行うことによって日常的に意見交換を行っていることを、見学の際に確認することができた。 しかし、子どもたちを対象とした定期的なアンケート調査などの取組はなされていないとのことであったため、自己評価aをbとした。		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
第三者委員会が設置されており、子どもたちが相談できる日が設けられていること、実際に子どもたちが第三者委員への相談を活用していることを聞き取った。また、「話しあいしよ。」に第三者委員の連絡先や連絡手段とともに、必要なときにはいつでも連絡を取ってよいことが記載されていることを確認した。		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
「話しあいしよ。」の中に、施設職員や学校の先生、第三者委員、警察など、様々な相談の選択肢と連絡先が示され、相談の際はプライバシーが守られることなどがわかりやすく書かれていることを確認した。また、職員が施設内で相談を受ける際には、場所やタイミングに配慮して行っていることを聞き取った。		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
日常生活や月一回のホーム会議で日々子どもたちからの相談・意見・苦情等を把握するように努め、話し合いを通して双方が納得できる解決策を見つけていく体制であることを聞き取った。また、ホーム内で解決できない内容については、全体会議で共有の上、対応していることを聞き取ることができたが、手順等のマニュアルは整備されていないため、自己評価aをbと		

した。		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
「職員必携」の中に「事故発生時の対応について」「リストカットについて」など、子どもの安全を脅かす様々な事例ごとの対応方法が記載されていることを確認した。事故等が発生した場合にはインシデント・アクシデント報告書を作成し、全体会議で検討して改善に努めていることを聞き取った。		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
感染症の予防や発生時の対応については、「職員必携」に「流行性感染症対応について」という項目を設け、周知を行っていること、コロナ禍においても看護師や医師の指導の下、マニュアルを作成して対応を行っていたことを聞き取った。		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
災害時における子供の安全確保のための取組については「職員必携」の中に「災害」「避難誘導マニュアル」等、災害時の対応について定め、周知を行っていることが確認できたが、BPCについては定めがなかったため、自己評価 a を b とした。		

### Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価 結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
「職員必携」中の「支援・治療の方針」という項目に、その実施方法が定められていることを確認した。また、話し合いの理念に基づいて日常的に話し合いが実践されており、何かあれば子どもたちから「話し合いたい」という声上がるほど施設内で習慣化されていることを聞き取ることができた。		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
「職員必携」中「支援の在り方」にアセスメント方法を定め、半年に一度、事例検討会議ならびにカンファレンス会議にて検討を行っていることを聞き取った。		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
チーフの責任の下、自立支援計画の策定が行われていることを聞き取った。また、支援困難ケースについても、個別積極的に取り組んでいることを聞き取ることができた。		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行って	a・b・c

	いる。	
<p>自立支援計画の確認や見直し方法等については「支援の在り方」に定めていることを確認した。また、担当職員や関係職員を中心に半年に一度アセスメントを行っていることを聞き取った。</p>		
<p>Ⅲ—2—（3）養育・支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	Ⅲ—2—（3）—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・b・c
<p>事例検討は、全職員会議の際にボードに書いて行い、その内容を回覧して共有の上データで保管していること、目標達成チェック表を用いて支援計画の進捗を確認していることを聞き取った。</p>		
45	Ⅲ—2—（3）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p>子どもに関する記録の管理体制については「各種確認事項」に文書管理規定の項目を設け「入所児童及び保護者等に関する記録の管理について」に保管場所や年限を定めて適正に管理されていることを確認した。</p>		

## 内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価 結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・c
<p>子どもの権利擁護については、「職員必携」に書かれている。「話しあいしよ。」には、子どもの権利条約や子どもたちが相談できる公的機関の一覧などが記載されていることを確認できた。</p>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・b・c
<p>「話しあいしよ。」では、子どもの権利や話し合いの大切さについて具体的な事例を交えて、わかりやすく説明がされている。施設内で問題が起こった際には、ホーム会議や全体会を行い、自他の権利について理解を深めていることを聞き取った。</p>		
A—1—（3）生い立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a・b・c

<p>子どもの発達状況や環境に応じて、その子にとって適切なタイミングで園長が生い立ちについての事実を伝えている。子どもの成長の記録（アルバム等）は、データをCDに収め、退所時に渡している状況の説明を受けた。</p>		
<p>A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等</p>		
A④	<p>A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	a・b・c
<p>就業規則や「職員必携」において、職員による体罰等の不適切な関わりがあった場合は、厳正な処分を行う旨が規定されている。第三者委員が年2回、子ども達と直接コミュニケーションをとる機会があり、子ども自ら訴えることができる仕組みを整えていることがうかがえた。</p>		
<p>A—1—（5）支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑤	<p>A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p>	a・b・c
<p>入所時には、子どもの好みに合わせた日用品を職員と一緒に買いに行ったり、歓迎会を開いたりすることで、不安の軽減を図っていることを聞き取った。</p>		
A⑥	<p>A—1—（5）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>	a・b・c
<p>20歳までの措置延長を積極的に受け入れたり、退所後も子どもへ定期的に声かけをしたりすることで、リービングケアの支援を行っている。退所者が施設の掃除のアルバイトや修繕などで施設に来ることもあり、入所者や職員と交流する機会が生まれている。また、後援会からの寄付の積み立てを退所者の生活のサポートに活用していることも聞き取った。状況に応じて生活保護の手続き支援等など、行政機関や福祉機関などとの連携も図っている状況を聞き取った。</p>		

## A—2 養育・支援の質の確保

<p>A—2—（1）養育・支援の基本</p>		
A⑦	<p>A—2—（1）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。</p>	a・b・c
<p>「職員必携」に子どもの行動上の問題点への対応や心理的ケア、リストカットへの対応などについて記載されている。行動上の問題点が生じたときは、ホーム会議や全体会で話し合いを行い、一方的に叱責するのではなく子どもの感情や言動を受け止め、心理的課題の把握に注力していることが分かった。</p>		
A⑧	<p>A—2—（1）—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。</p>	a・b・c
<p>子ども一人ひとりに担当職員がついている。原則、職員は配属されたホームから異動することがなく、子どもたちとの継続的な関係性を築いている。職員は、子どもたちそれぞれの生活スタイルを受け入れ、柔軟に対応をしていることが施設見学や職員ヒアリングから聞き取ることができた。</p>		
A⑨	<p>A—2—（1）—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に</p>	a・b・c

	し、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	
職員は、子どもの力を信じ見守る姿勢を大切にしていることが職員ヒアリングからうかがえた。問題が生じた時はホーム会議や全体会を開き、子どもたちが主体的に考える機会を設けている状況を聞き取った。		
A⑩	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・b・c
子どもたちの好みに応じて絵本や玩具を用意している。ダンスや太鼓などの習い事も施設で受けることができる。希望に応じて子どもたちは塾に行ったり、家庭教師に来てもらったりしており、子どものニーズに合わせた学びや遊びの場を保障していることが分かった。		
A⑪	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・b・c
日常生活の中で料理や洗濯、掃除など基本的な生活習慣を確立できるように、職員が支援していることを聞き取った。SNS やインターネットの利用に関する講習を職員が行い、ネットリテラシーの向上に向けた支援を行っている。		
A-2-(2) 食生活		
A⑫	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a・b・c
各ホームで食事を提供しており、食事時間や適温提供に配慮していることが分かった。土日の食事は、各ホームで職員と子どもたちが作っており、基礎的な調理技術を習得している状況を聞き取った。		
A-2-(3) 衣生活		
A⑬	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・b・c
職員と一緒に洗濯やアイロンがけ、衣服の管理などを行い、衣習慣が習得できるように支援している。子ども一人ひとりに衣服購入の予算が割り当てられており、発達状況や好みに合わせて子ども自身が自由に選択し、購入することができる。		
A-2-(4) 住生活		
A⑭	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・b・c
居室はほぼ個室であり、個人の空間が確保されていることを確認できた。日用品などは、個人所有を基本として、管理できるように支援を行っている。		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑮	A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・b・c

同施設内にある児童心理治療施設ももの木学園に所属する看護師、医師と協力をして、子ども一人ひとりの服薬管理などを行っている。同法人にある京都桂病院とも連携し、子どもたちの健康を適切に管理していることを聞き取った。		
A—2—(6) 性に関する教育		
A⑯	A—2—(6)—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・b・c
前園長がつばさ園の取組みをまとめた書籍『子どものニーズをみつめる児童養護施設のあゆみ』の中につばさ園における性に対する支援の共通認識が書かれており、他者の性を尊重し、年相応で健全な他者との付き合いができるように支援していることが分かった。		
A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—(7)—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・b・c
暴力や人権侵害が起こったときは、ホーム会議や全体会を行い、問題の要因分析や今後の対策などについて子どもたちと職員が一緒になって考えている。精神科や児童相談所、学校、警察との連携は日常的に行い、子どもの行動上の問題に適切に対応をしていることがうかがえた。		
A⑱	A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・b・c
施設のルールとして「暴力をしないこと」を徹底している。暴力などが起こった場合は、ホーム会議や全体会を行い、子ども一人ひとりの感情を受け止めている。		
A—2—(8) 心理的ケア		
A⑲	A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
心理職員8人がチームとなり、子どもへの心理的な支援を行っている。また、園内もしくは児童相談所での心理療法、児童相談所内にある児童精神科を受診するなど、心理的な支援を行っていることがうかがえた。		
A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
子どもの希望に応じて塾や家庭教師などを活用し、学習の機会を提供している。中学校の定期試験の前には、教員らが施設に赴き、試験勉強のサポートを行っている。		
A㉑	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・b・c
進路については一人ひとりの状況に応じて、職員が相談・対応をしていることを聞き取った。他府県の学校への進学、高校卒業認定試験など、個人の希望に応じて柔軟に対応をしている。自立支援援助事業を活用し、措置延長も含め、大学進学も推奨していることが分かった。		

A ㉒	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・b・c
社会経験の拡大のため、アルバイト経験は積極的に推進していることが伺えた。アルバイト先は、子どもが自ら開拓を行っている。		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A ㉓	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・b・c
園長と主任が中心になって、家族との信頼関係づくりに取り組んでいる。退所後も家族の相談に応じ、信頼関係を構築していることを聞き取った。面会や外出、外泊については児童相談所と連携しながら進めている。		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A ㉔	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
児童相談所と相談をしながら、家庭支援専門員を中心に家族への支援に取り組んでいる。家族との関係性については職員間でも情報共有し、その動向には日常的に注視していることがうかがえた。		